

青森大学地域貢献センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森大学（以下「大学」という。）地域貢献委員会規程第7条及び第9条の規定に基づき、青森大学地域貢献センター（以下「地域貢献センター」という。）の運営について定る。

(目的)

第2条 地域貢献センターは、大学が教育研究、人材育成を通じた地域社会の向上に資するため、大学における地域貢献のための活動（以下「地域貢献活動」という。）について、総合的な企画調整を行うとともに、内外からの相談、問い合わせ等に対応し、必要な助言及び支援を行い、地域貢献活動の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 地域貢献センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域貢献活動に関する総合的な企画調整
- (2) 地域貢献活動に関する相談窓口の設置及び運営
- (3) 地域貢献活動に関する情報の収集及び発信
- (4) 地域貢献活動を促進するための普及啓発
- (5) その他地域貢献センターの目的に合致すると認められる事業

(構成)

第4条 地域貢献センターには、センター長、副センター長、センター員及び事務員を置く。
2 地域貢献センターには、必要に応じてアドバイザー又はコーディネーターを置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、地域貢献センターの活動に関する事項を統括する。
2 センター長は、地域貢献委員会規程第7条第3項の規定に基づき、学長が任命する。
3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるときはその職務を代行する。
2 副センター長は、センター員の中から学長が任命する。

(センター員)

第7条 センター員は、第3条に定める地域貢献センターの事業に関し、学部との連絡調整を行う。
2 センター員は、地域貢献委員会規程第7条第3項の規定に基づき、学長が任命する。
3 センター員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(アドバイザー及びコーディネーター)

第8条 アドバイザーは、地域貢献センターの事業に関する助言を行う。
2 アドバイザーは、地域貢献委員会の承認を得て学長が任命する。
3 コーディネーターは、地域貢献センターの企画調整等の業務を行う。
4 コーディネーターは、学長が任命する。
5 アドバイザー及びコーディネーターの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第9条 地域貢献センターの事務は、青森大学事務局が行う。
2 事務局は、地域貢献センターの庶務及び会計事務を担当する。

附則

この規程は、平成25年2月27日から施行する。

この規程は、平成26年4月7日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。